

困ったときは、お互いさまの支えあい

日野市ファミリー・サポート・センターが

日野市ファミリー・サポート・センターは、「地域は大きな家族を合言葉に平成13年からスタートした事業で、援助を受けたい方と、援助を出れる方が相互に助け合う、有償のボランティア活動です。子育て・家事・高齢者・妊産婦の4分野で支援活動を行っています。

支援活動内容

- ▼子育て支援活動(生後6カ月〜10歳未満のお子さんが対象)
お子さんの保育園・習いごとなどの送迎、保護者会時のお子さんの保育、保護者の体調が悪い時など。
- ▼家事支援活動
体調が悪いときなどの家事の手助けや引越しの簡単なお手伝いなど。
- ▼高齢者支援活動
通院や買い物付き添い、掃除や食事作りの手助けなど。
- ▼妊産婦支援活動
産前・産後の家事の手助けや新生児の沐浴の手助けなど。

今度私が恩返し

50歳代女性
長女を出産したとき、洗濯、食事作り、上の子の相手と、大変お世話になりました。その長女は今、15歳、今度私が恩返しをする番と、手助けをする側になって活動をしています。

60歳代女性
おかげさまで資格が取れました。娘の60歳代となり、歳には勝てず、私に代わって提供員さんに高齢の母の家に週1回ほど家事支援に入って話相手にもなっています。とても助かっています。



今度私が恩返し

今度私が恩返し

4月下旬から援農制度を開始。高齡等で営農が困難な農家に對し、市の「農の学校」で1年間の講義と実習を受講し、修了された援農ボランティアを派遣する制度を始めます(無料。希望する農家と援農ボランティアとの調整はJ.A.東京みなみが行います。

「開合せ先」産業振興課農産係

「開合せ先」都市再生街区基本調査に伴う測量等を実施

「開合せ先」8月まで「対象」日野市全域「内容」現地の踏査、街路の角等を測量※作業員は腕章及び身分証明書を携帯

「開合せ先」都市再生機構東日本支社都市再生企画部 ☎03・53323243

告知板

4月下旬から援農制度を開始。高齡等で営農が困難な農家に對し、市の「農の学校」で1年間の講義と実習を受講し、修了された援農ボランティアを派遣する制度を始めます(無料。希望する農家と援農ボランティアとの調整はJ.A.東京みなみが行います。

「開合せ先」都市再生街区基本調査に伴う測量等を実施

「開合せ先」8月まで「対象」日野市全域「内容」現地の踏査、街路の角等を測量※作業員は腕章及び身分証明書を携帯

「開合せ先」都市再生機構東日本支社都市再生企画部 ☎03・53323243

「開合せ先」健康課
「開合せ先」健康課

「開合せ先」健康課

特集

第3期介護保険事業計画ができました

平成18年度までの介護保険事業計画がまとまりました。作委員会における協議と、1月に実施した意見募集を反映させ、介護保険制度改革に対応した内容です。計画に合わせて4月から介護保険制度改革がどう変わったのかお知らせします。

▼介護予防事業の充実
日野市には、要介護4・5の重度の方が1千人以上いて毎日手厚い介護を必要としています。また一方で、介護度が比較的軽い方は、介護度をそれ以上悪化させないよう日常的な健康管理や予防策を行うことが大切です。

介護保険法が改正され4月から介護保険制度が変わりました。介護予防サービスは、保険料負担の見直しを行い、高齢者が安心して暮らすための地域づくりを進めます。

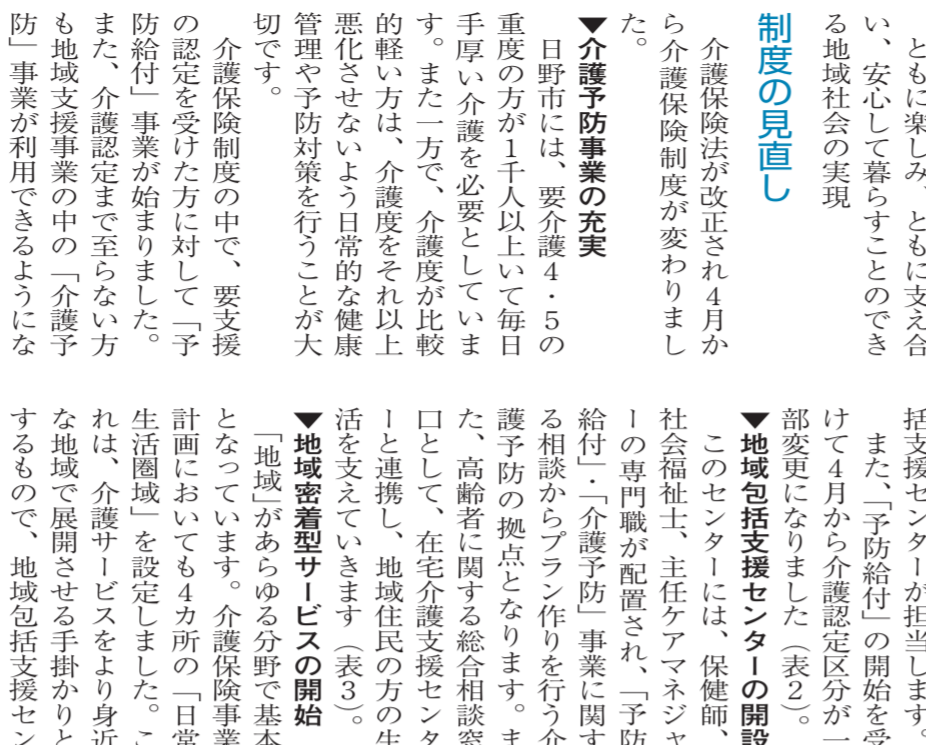
▼保険料負担の見直し
介護保険の運営にかかる費用のうち、本人の1割負担を除く保険料と公費(税金)で2分の1ずつ賄います。平成18年度からの保険料額を計算するには、高齢者の数や過去の実績を検証しながらサービス供給量を推計し、基準額を設定します。今後3年間では高齢化が進み、居宅サービス利用者、施設給付費等の増加が見込まれます。給付費にかかる費用は3年間の総計で248億円で想定されます。これは過去3年間(平成15~17年度)と比べても

50億円近く増加しています。この金額を基準に65歳以上の方に負担いただく保険料を計算し、基準額4千420円(月額)を設定しました(表4)。

▼低所得者対策
保険料減免等
保険料制度の見直しを行い、材料の減免制度の定直しを行います。また、プラン作りや給付が適正に行われているかチェックする体制を強化します。

▼利用者負担の軽減
平成18年度においても低所得者に対する利用負担の助成制度を実施します。減免・助成に関してはご相談ください。

「開合せ先」健康課
「開合せ先」健康課



介護予防制度の中で、要支援の認定を受けた方に対して「予防給付」事業が始まりました。また、介護認定まで至らない方も地域支援事業の中の「介護予防」事業が利用できるような

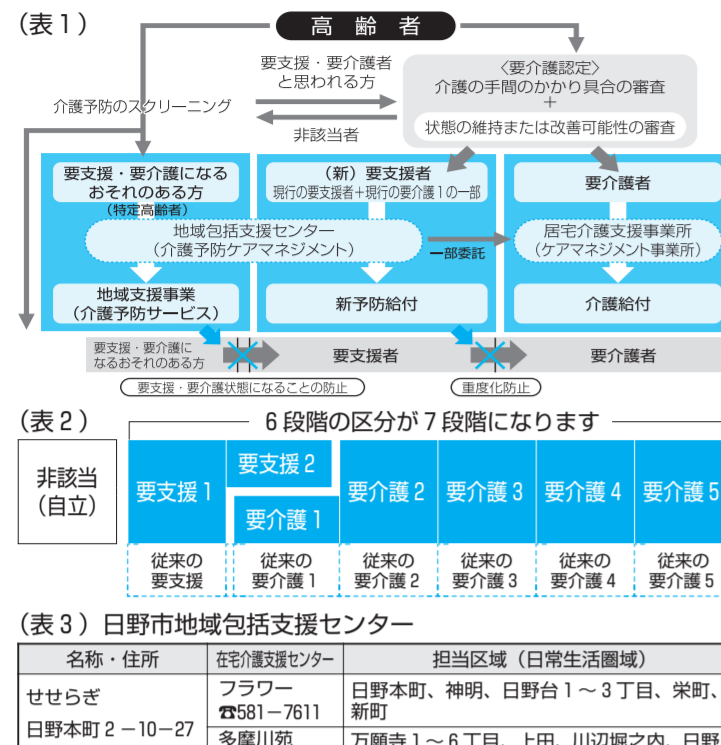
▼介護予防サービスの開始
「地域密着型サービス」の開始
「地域密着型サービス」は、基本計画において4カ所の「日常生活圏」を設定しました。これは、介護サービスをより身近な地域で展開させる手掛かりとするもので、地域包括支援センター

▼低所得者対策
保険料減免等
保険料制度の見直しを行い、材料の減免制度の定直しを行います。また、プラン作りや給付が適正に行われているかチェックする体制を強化します。

「開合せ先」健康課
「開合せ先」健康課

「開合せ先」健康課

「開合せ先」健康課
「開合せ先」健康課



(表2) 6段階の区分が7段階になります

非該当(自立)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来の要支援	従来の要介護1	従来の要介護2	従来の要介護3	従来の要介護4	従来の要介護5		

(表3) 日野市地域包括支援センター

名称・住所	在宅介護支援センター	担当区域(日常生活圏)
せせらぎ 日野本町2-10-17 ☎589-3560	フラワー ☎581-7611 多摩川苑 ☎582-1707	日野本町、神明、日野台1~3丁目、栄町、新町 万願寺1~6丁目、上田、川辺堀之内、日野宮、石田(澁川北)、石田1~2丁目
すてっぷ 豊田3-40-3 ☎582-7367	豊田 ☎582-7623 あいひら ☎586-9141	豊田、東豊田、多摩平1・2丁目、旭が丘2・5・6丁目、富士町 多摩平3~7丁目、大坂上、日野台4・5丁目
もぐさ 蓬川11070 ☎599-0536	高幡 ☎591-1294 ふれんど ☎599-0306	高幡、三沢(大学)、三沢1・3・4丁目、南平(大学)、石田(澁川南)、新久保(モノレール西側)、程久保1~8丁目、程久保2丁目 百草、蓬川、程久保(モノレール東側)、三沢2丁目
いぎいきタウン 東平山3-1-1 ☎585-7071	すずらん ☎599-5531 かわきた ☎589-1710	平山1・3・4丁目、南平1~9丁目 東平山、西平山、平山2・5・6丁目、旭が丘1・3・4丁目

(表4) 平成18年度所得段階別保険料額

区分	所得区分	基準月額	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者		0.5	2,210円	26,520円(19,800円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が90万円以下		0.5	2,210円	26,520円(19,800円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が90万円超		0.75	3,315円	39,780円(29,700円)
第4段階	本人が住民税非課税者	4,420円(3,900円)	1	4,420円	53,040円(39,600円)
第5段階	本人が住民税非課税者で合計所得金額が200万円未満		1.25	5,525円	66,300円(49,500円)
第6段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上		1.5	6,630円	79,560円(59,400円)
第7段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が500万円以上		1.75	7,735円	92,820円(59,400円)
第8段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が1,000万円以上		2	8,840円	106,080円(59,400円)

「開合せ先」健康課
「開合せ先」健康課

「開合せ先」健康課
「開合せ先」健康課

「開合せ先」健康課
「開合せ先」健康課



「開合せ先」健康課
「開合せ先」健康課

「開合せ先」健康課
「開合せ先」健康課